

農業6次産業化促進支援事業実施要領

制定 平成23年4月1日付け農流第64号
最終改正 令和3年3月24日付け農流第629号

第1 趣旨

農業・農村を取り巻く環境は、農業生産額や農家所得の減少など、農業者にとって厳しい状況にある。こうした中で、農業・農村の発展を図るため、農業者が農業生産だけでなく、加工・販売に取り組む6次産業化を促進し、農業者の所得向上や地域の活性化を推進する必要がある。

そこで、6次産業化による農産物の高付加価値化に取り組む農業者等を支援し、農家所得の向上を図ることを目的とする。

第2 事業内容

農林漁業者が新たに県産農産物の加工及び農産物加工品の流通・販売に取り組み、商品開発及び事業化を図る場合に必要な機械・器具等の整備に対して助成する。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は、岐阜県内に在住する次に掲げる農林漁業者とする。

- 1 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条に基づく「総合化事業計画」の認定事業者又は認定見込みの者（この場合、認定見込みの者とは、認定を目指し、事業実施年度内に岐阜県6次産業化サポートセンター又は6次産業化中央サポートセンターに所属する6次産業化プランナーの派遣を受け、総合化事業計画の練り上げ作業に着手した者をいう。）
- 2 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定農業者）
- 3 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）
- 4 農林漁業を営む法人（構成員に3戸以上の農林漁業者を含み、かつ当該農林漁業者が議決権の過半を占める等当該法人の事業活動を実質的に支配すると認められること）
- 5 農林漁業者の組織する団体（構成員が3戸以上で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約等の定めがあること）

第4 採択要件

本事業として採択する事業計画は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- 1 農林漁業者が自ら生産した農林水産物を利用して新たな商品開発、加工又は販売に取り組む内容であること
- 2 商品開発後の具体的な販売計画があること
- 3 事業実施計画書は、6次産業化実践アドバイザー又は岐阜県6次産業化プランナーの助言を受けて作成していること
- 4 事業完了後の当該年度内及び事業完了年度の翌年度から目標年度までの間に、6次産業化実践アドバイザー又は岐阜県6次産業化プランナーを活用する計画があること

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、単年度とする。

第6 目標年度

本事業の目標年度は、事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。

第7 事業実施の手続き

1 事業実施計画の策定及び提出

事業実施主体は、事業計画承認申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第4号）を添え、市町村長に提出するものとする。計画書の提出を受けた市町村長は、所管する農林事務所長を經由して知事へ提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

知事は、事業実施計画承認申請の提出があったときは、これを審査し、事業効果の高い事業から優先的に予算の範囲内で承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

(1) 事業実施主体は、事業実施計画について次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。

ア 事業費の30%を超える増減

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業の中止又は廃止

(2) 前項の規定により知事の承認を受けようとする場合は、次に掲げる様式により、第7の1に準じて行うものとする。

ア 前項のア及びイの場合 事業実施計画変更承認申請書（様式第2号）

イ 前項のウの場合 事業実施計画中止（廃止）承認申請書（様式第3号）

第8 助成措置

1 知事は、予算の範囲内で事業の実施に要する経費の2分の1以内（第3の1の事業実施主体）又は3分の1以内（第3の1以外の事業実施主体）の助成を「岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下、「規則」という。）」及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱（平成18年3月31日付け農政第294号農政部長通知）」に定めるところにより行うものとする。

なお、補助の上限額は1事業実施主体あたり1,000千円とする。

2 補助対象経費は、農産物の加工及び農産物加工品の流通・販売に必要な機械・器具等の購入費とする。

3 事業の着工は、原則として、規則第5条の規定による補助金等の交付の決定（以下、「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により交付決定前に着工する場合は、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに交付決定前着工届（様式第5号）を市町村長へ提出するものとする。交付決定前着工届の提出を受けた市町村長は、所管する農林事務所を經由し、知事へ提出するものとする。

この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

第9 報告

1 事業実施主体は、目標年度までの事業の実施状況等について、事業完了年度は、事業実績書（様式第4号）を、事業完了年度の翌年度から目標年度までの3年間は、毎年度、実施状況報告書（様式第6号）

を作成し、事業実績報告（様式第7号）に添え、翌年度の4月30日までに知事へ報告するものとする。

なお、事業実績報告書の提出は、第7の1に準じて行うものとする。

- 2 1による報告を受け、実施計画に位置づけた取組目標が目標年度において7割の達成が図られていない場合は、目標年度の翌年度を改善計画策定年としその翌年度から3年間の改善目標を設定した改善計画書（様式第8号）を改善計画策定年度の1月31日までに知事へ報告するものとする。また、導入した機械器具の耐用年数期間の間に目標が達成されるまで、第9の1に準じて実施状況の報告を継続するものとする。

なお、改善計画書の提出は、第7の1に準じて行うものとする。

第10 事業の推進体制

農林事務所長は、市町村長等と連携し、事業実施主体における事業実施体制の整備、事業実施計画の策定及び事業の実施について必要な指導、助言を行うものとする。

第11 事業名の表示

事業実施主体は、本事業により導入・整備した機械・器具等に、事業名等を表示するものとする。

第12 その他

その他、本事業の実施に当たり、その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成27年度3月補正予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月19日から施行する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成31年1月28日から施行し、平成31年度予算に係る事業から適用する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度予算に係る事業から適用する。この通知による改正前の本要領により実施した事業については従前の例によるが、第9の2については平成28年度予算に係る事業から適用する。

(様式第1号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

㊟

年度農業6次産業化促進支援事業実施計画承認申請書

農業6次産業化促進支援事業実施要領（平成23年4月1日付け農流第64号）第7の1の規定に基づき、
関係書類を添えて承認申請します。

(様式第2号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

㊟

年度農業6次産業化促進支援事業実施計画変更承認申請書

年 月 日付け農流第 号により計画承認された標記事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、農業6次産業化促進支援事業実施要領（平成23年4月1日付け農流第64号）第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

(1) 事業実施計画書（様式第4号）

(注) 変更前と変更後の内容が対比できるように作成すること。

(2) その他必要な書類

(様式第3号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

㊟

年度農業6次産業化促進支援事業実施計画中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け農流第 号により計画承認された標記事業実施計画について、下記のとおり中止（廃止）したいので、農業6次産業化促進支援事業実施要領（平成23年4月1日付け農流第64号）第7の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 中止（廃止）の理由

(様式第4号)

農業6次産業化促進支援事業実施計画（実績）書

1 事業の目的（事業に取り組む背景、理由、目的などについて記述）

--

2 事業実施主体の概要

氏名（名称及び代表者名）						
住所 （主たる事務所の住所）						
構成員数（人）		設立年月日				
農林漁業の概要	作目：		作目：		作目：	
	経営面積	生産量	経営面積	生産量	経営面積	生産量

※作目が4種類以上の場合は、欄を増やし記入すること。

3 事業計画（実績）

(1) 開発商品の概要

商品名	内 容				
	※原材料(農林水産物使用割合)、加工方法、パッケージ方法、想定単価、セールスポイント等について、具体的に記述				
使用農林水産物名	※本事業により導入した機械等がどの過程でどのように活用されるか記述				
	※年度内に新商品の完成品、または試作品を作製できる実現性のある計画を記述				
	※商品開発にあたって、商工業者等の協力を得る場合は、協力体制について記述				
	原料の生産及び使用量	事業実施 年度	1年目	2年目	3年目
	農林水産 物名	生産量			
		使用量			

(2) 開発した商品の販売方法

商品名	販売開始時期	販路開拓・PR方法	販売方法	備考
		※展示・商談会への出展など具体的に記述	※インターネット販売、販売先など具体的に記述 ※販売にあたって、商工業者等の協力を得る場合は、協力体制について記述	

(3) 製造・販売計画（実績）

商品名	事業実施年度 (年度)		1年目 (年度)		2年目 (年度)		3年目(目標年度) (年度)	
	製造量 (t)	販売額 (千円)	製造量 (t)	販売額 (千円)	製造量 (t)	販売額 (千円)	製造量 (t)	販売額 (千円)

(4) 目標を達成するための具体的取組内容

--

4 整備内容

(1) 機械・器具等の整備計画（実績）

事業の内容			単価	金額	工期		備考
機械・器具等の種類及び内容 (品名・形式等)	事業量 (台数等)	設置場所			着工 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
			円	円			
合計							

※3者以上による入札または見積合せを原則とする。

(2) 機械・器具等の利用計画（実績）

区分	機械・器具等の種類及び内容	規模・台数	利用期間	処理量	備考
事業実施年度					
翌年度以降					

5 経費の配分

総事業費	負担区分			備考
	県費	市町村費	その他	
円	円	円	円	

6 事業完了（予定）年月日 年 月 日

7 6次産業化実践アドバイザー又は岐阜県6次産業化プランナーの活用計画（実績）

	時期(年月日)	アドバイザー／プランナー氏名	助言内容
計画作成時			
事業実施年度 (機械等導入後)			
1年目			
2年目			
3年目			

[添付資料]

- (1) 事業費見積書<計画書のみ>
- (2) カタログ<計画書のみ>
- (3) 位置図
- (4) 総合化事業計画認定証の写し又は総合化事業計画書（案）の写し
- (5) 認定農業者、認定新規就農者等を証明する書類の写し（認定農業者、認定新規就農者の場合）
 <計画書のみ>
- (6) 定款又は規約等（団体の組織及び運営等を定めたもの）の写し（農業法人、農業者の組織する団体の場合）<計画書のみ>
- (7) 「6次産業化実践アドバイザー活動結果報告書」または「6次産業化プランナー支援報告シート」等、助言内容のわかる書類（加工予定の農産物の生産、加工品の開発導入する機械、販売方法・販路開拓等について課題や助言が詳しく記載されていること）
- (8) 規模決定根拠資料（生産工程を記載すること）<計画書のみ>
- (9) 導入機械等の管理運営規定
- (10) 開発商品に関する資料（写真、規格等）<実績書のみ>
- (11) その他必要な書類

(様式第5号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

㊟

年度農業6次産業化促進支援事業の補助金交付決定前着工届

農業6次産業化促進支援事業計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着工したいので届出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと

(様式第6号)

農業6次産業化促進支援事業実施状況報告書 (年度)

事業実施年度
市町村名
事業実施主体名

商品名	製造量 (t)		販売額 (千円)		6次産業化実践アドバイザー 岐阜県6次産業化プランナー 活用実績 (氏名、時期、内容)	実施に対する事業実施主体の評価 (計画を下回っている場合は、 改善に向けた方針を記入)
	計画	実績	計画	実績		

※該当年度に「6次産業化実践アドバイザー活動結果報告書」または「6次産業化プランナー支援報告シート」等、助言内容のわかる書類（加工予定の農産物の生産、加工品の開発導入する機械、販売方法・販路開拓等について課題や助言が詳しく記載されていること）を添付すること。

(様式第7号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

⑩

年度農業6次産業化促進支援事業実績報告書（実施状況報告書）

農業6次産業化促進支援事業実施要領（平成23年4月1日付け農流第64号）第9の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

(様式第8号)

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

団体名

代表者職氏名

印

農業6次産業化促進支援事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において実施した農業6次産業化促進支援事業について、当初事業実施計画の成果目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1. 事業の導入及び取組の経過

2. 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成に向けた取組

成果目標 (商品名) (年)		目標年度における成果目標の達成率及び未達成となった理由等		目標達成に向けた取組
		達成率	未達成となった理由	
製造量	(t, 個 等)	%		
販売額	(千円)	%		

※商品が複数ある場合は、適宜行を増やして記載

3. 機械・器具等の利用の実績及び改善計画

	指標	事業実施状況	改善計画			
		3年目 (年)	改善計画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	改善目標 (年)
商品名	製造量 (t, 個 等)					
	販売額 (千円)					
機械・器具名 規模・台数 【耐用年数 〇年】	利用期間					
	処理量 (t, kg 等)					

※ 商品や導入機械等が複数ある場合は、適宜行を増やして記載

4. 改善方策

(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること)

5. 改善計画を実施するための推進体制

(6次産業化実践アドバイザー、岐阜県6次産業化プランナー等支援機関の活用計画等)